

議案第三十六号

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年六月六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号中「能力」を「行為能力」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(登録の拒否)

第九条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第七条の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 四 略

五 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六及び七 略

2 略

旧 条 例

(登録の拒否)

第九条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第七条の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 四 略

五 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六及び七 略

2 略